

## 銀行取極め(B/A)及び支払授權書(A/P)について

### 1. 銀行取り極め (Banking Arrangement (B/A))

無償資金協力の実施に際し、被援助国政府が日本にある銀行と銀行取極め(B/A)を締結し、政府名義の口座を開設、この口座を通じて無償資金の授受が行われる旨、G/A に規定されています。コンサルタント及び業者契約に基づく支払いは、次項で説明する支払授權書(A/P)により実行されますが、A/P の発行は B/A に基づき行われます。

したがって、B/A の締結状況を被援助国側に確認することは重要であり、また、締結に遅れのある場合には、実施機関とのコンタクトの機会等を通じ、被援助国側に適宜督促しておくことが、速やかな支払実行につながります。

### 2. 支払授權書(Authorization to Pay ( A/P ))と支払請求

#### (1)支払授權書(A/P)

B/A を締結した日本の銀行に対し、被援助国政府の代理として支払手続きの執行権を当該銀行に授与する旨通知する証書が支払授權書(A/P)と呼ばれるものです。A/P にはコンサルタント及び業者契約の支払条件と同様の支払条件が規定されており、契約書毎に発行されます。修正契約を行う場合、修正の内容によってはA/Pの修正も必要となりますので留意が必要です。

A/P が当該銀行に発行されると、当該銀行はその旨、本邦契約者に通知をします。下記(2)の支払請求を行うには、B/A の締結、A/P の発行及び JICA による契約認証の完了が前提となります。

#### (2)支払請求

本邦契約者は、契約書の支払条件に基づく支払請求添付書類(認証書、出来高・完了証明書、B/L 等)とともに A/P が発行された銀行に支払請求します。その後、当該銀行は A/P に基づく被援助国政府の代理人として JICA に対し資金の支払いを請求します。JICA は、同請求が認証した契約書及び A/P に基づく真に正当な請求であることを確認した後、請求金額を当該銀行の被援助国政府名義口座に支払い実行、その支払を受け当該銀行は請求者に支払いを行うこととなります。